

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和三年財務省令第四十四号）新旧対照表

改正後

（適用額）

第二条 法第二条第一項第七号に規定する財務省令で定める金額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一・二 省 略

十|九|八|七|六|五|四|三|
省|省|省|省|省|省|省|
略|略|略|略|略|略|略|

改正前

（適用額）

第二条 同 上

一・二 同 上

三| 措置法第四十二条の五第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ| 措置法第四十二条の五第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ| 措置法第四十二条の五第二項の規定 同項の規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

四| 同 上

五| 同 上

六| 同 上

七| 同 上

八| 同 上

九| 同 上

十| 同 上

十一| 同 上

十二| 措置法第四十二条の十二の三第一項から第三項までの規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ| 措置法第四十二条の十二の三第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ| 措置法第四十二条の十二の三第二項又は第三項の規定 これらの規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成する

十一 省 略
十二 省 略

十三 措置法第四十二条の十二の六第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第四十二条の十二の六第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第四十二条の十二の六第二項の規定 同項の規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

十四 措置法第四十二条の十二の七第一項から第六項までの規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第四十二条の十二の七第一項から第三項までの規定 これらの規定に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第四十二条の十二の七第四項から第六項までの規定 これらの規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

十五 措置法第四十三条第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

十六 省 略
十七 省 略
十八 省 略
十九 省 略
二十 省 略

こととされた部分に相当する金額を控除した金額

十三 同 上
十四 同 上

十五 措置法第四十二条の十二の五の二第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第四十二条の十二の五の二第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第四十二条の十二の五の二第二項の規定 同項の規定により各事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

十六 措置法第四十三条第一項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第四十三条第一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産 当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第四十三条第一項の表の第二号の中欄に掲げる減価償却資産 当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額

十七 同 上
十八 同 上
十九 同 上
二十 同 上
二十一 同 上

二十二 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以

二十一 省 略

二十二 所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この条及び第四条において「令和三年改正法」という。）附則第五十条第五項又は第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和三年改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条及び第四条において「令和三年旧措置法」という。）第四十五条第一項又は第二項の規定 これらの規定に規定する特別償却限度額

二十三 措置法第四十五条第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第四十五条第一項の規定 次に掲げる減価償却資産の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1) (4) 省 略

ロ 省 略

二十四 省 略

二十五 省 略

二十六 省 略

二十七 省 略

二十八 省 略

二十九 省 略

三十 省 略

下この条において「平成二十六年改正法」という。）附則第八十四条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「平成二十六年旧措置法」という。）第四十五条第二項の規定 同項に規定する特別償却限度額

二十三 同 上

二十四 同 上

イ 同 上

(1) (4) 同 上

(5) 措置法第四十五条第一項の表の第五号の第三欄に掲げる減価償却資産 当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額

ロ 同 上

二十五 同 上

二十六 同 上

二十七 同 上

二十八 所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条及び第四条において「令和二年改正法」という。）附則第八十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条及び第四条において「令和二年旧措置法」という。）第四十七条第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

二十九 同 上

三十 同 上

三十一 同 上

三十二 同 上

三十一 省略

三十二 措置法第五十二条の二第一項又は第四項の規定 これらの規定に規定する普通償却限度額として政令で定める金額に加算された次に掲げる規定に係る同条第一項又は第四項に規定する特別償却不足額又は合併等特別償却不足額

イ 省略

ロ 省略

ハ 省略

ニ 令和三年改正法附則第五十条第五項又は第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和三年旧措置法第四十五条第一項又は第二項の規定

ホ 措置法第四十二条の六第一項、第四十二条の十第一項、第四十二条の十一第一項、第四十二条の十一の二第一項、第四十二条の十一の三第一項、第四十二条の十二の四第一項、第四十二条の十二の六第一項、第四十二条の十二の七第一項から第三項まで又は第四十三条から第四十八条までの規定

三十三 措置法第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第五十二条の三第一項又は第十一項の規定 前号イからホまでに掲げる規定に係る同条第一項又は第十一項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第五十二条の三第二項又は第十二項の規定 前号イからホまでに掲げる規定に係る同条第二項又は第十二項に規定する特別償却限度額に満たない金額

ハ 措置法第五十二条の三第三項の規定 前号イからホまでに掲げる規定に係る同項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額

三十四 省略

三十五 措置法第五十五条の二第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

三十三 同上

三十四 同上

イ 平成二十六年改正法附則第八十四条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年旧措置法第四十五条第二項の規定

ロ 同上

ハ 同上

ニ 同上

ホ 令和二年改正法附則第八十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年旧措置法第四十七条第一項の規定

ヘ 措置法第四十二条の五第一項、第四十二条の六第一項、第四十二条の十第一項、第四十二条の十一第一項、第四十二条の十一の二第一項、第四十二条の十一の三第一項、第四十二条の十二の三第一項、第四十二条の十二の四第一項、第四十二条の十二の五の二第一項又は第四十三条から第四十八条までの規定

三十五 同上

イ 措置法第五十二条の三第一項又は第十一項の規定 前号イからホまでに掲げる規定に係る同条第一項又は第十一項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第五十二条の三第二項又は第十二項の規定 前号イからホまでに掲げる規定に係る同条第二項又は第十二項に規定する特別償却限度額に満たない金額

ハ 措置法第五十二条の三第三項の規定 前号イからホまでに掲げる規定に係る同項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額

三十六 同上

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|
| 五十八 | 五十七 | 五十六 | 五十五 | 五十四 | 五十三 | 五十二 | 五十一 | 五十 | 四十九 | 四十八 | 四十七 | 四十六 | 四十五 | 四十四 | 四十三 | 四十二 | 四十一 | 四十 | 三十九 | 三十八 | 三十七 | 三十六 |
| 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 | 省略 |

三十七 令和二年改正法附則第八十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年旧措置法第五十五条の二第一項又は第七項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

三十八 同上

三十九 同上

四十 同上

四十一 同上

四十二 同上

四十三 同上

四十四 同上

四十五 同上

四十六 同上

四十七 同上

四十八 同上

四十九 同上

五十 同上

五十一 同上

五十二 同上

五十三 同上

五十四 同上

五十五 同上

五十六 同上

五十七 同上

五十八 同上

五十九 同上

六十 同上

六十一 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下この条及び第四条において「平成二十九年改正法」という。）附則第六十九条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年改正法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条及び第四条において「平成二十九年旧措置法」という。）第六十五条の七第一項又は第九項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

五十九 省 略

六十 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）

以下この条及び第四条において「平成二十九年改正法」という。）附則第六十九条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年改正法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び第六十二号において「平成二十九年旧効力措置法」という。）

第六十五号の八第七項又は第八項の規定 同条第七項において準用する平成二十九年旧効力措置法第六十五条の七第一項の規定により損金の額に算入される金額又は平成二十九年旧効力措置法第六十五条の八第八項において準用する平成二十九年旧効力措置法第六十五条の七第九項の規定により損金の額に算入される金額

六十一 省 略

六十二 平成二十九年旧効力措置法第六十五条の九の規定 同条に規定する交換をした場合における平成二十九年旧効力措置法第六十五条の八の規定により損金の額に算入される金額

六十三 省 略

六十四 省 略

六十五 省 略

六十六 省 略

六十七 省 略

六十八 省 略

六十九 措置法第六十六条の十一の二第一項の規定 同項の規定の適用を受ける同項に規定する特定業績連動給与の額

七十 措置法第六十六条の十一の三第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第六十六条の十一の三第一項の規定 同項に規定する認定特定非営利活動法人である法人の同項の規定により読み替えて適用する法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第五項の規定によりその収益事業（同法第二条第十三号に規定する収益事業をいう。）に係る寄附金の額とみなされた金額

ロ 措置法第六十六条の十一の三第二項の規定 法人（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等及び同条第二十九号の二に規定する法人課税信託の受託者である個人を含む。以下同じ。）が支出した

六十二 同 上

六十三 平成二十九年改正法附則第六十九条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年旧措置法（以下この号及び第六十五号において「平成二十九年旧効力措置法」という。）第六十五条の八第一項、第二項、第七項又は第八項の規定 同条第一項若しくは第二項の規定により損金の額に算入される金額、同条第七項において準用する平成二十九年旧効力措置法第六十五条の七第一項の規定により損金の額に算入される金額又は平成二十九年旧効力措置法第六十五条の八第八項において準用する平成二十九年旧効力措置法第六十五条の七第九項の規定により損金の額に算入される金額

六十四 同 上

六十五 平成二十九年旧効力措置法第六十五条の九の規定 同条に規定する交換をした場合における平成二十九年旧効力措置法第六十五条の七又は第六十五条の八の規定により損金の額に算入される金額

六十六 同 上

六十七 同 上

六十八 同 上

六十九 同 上

七十 同 上

七十一 同 上

七十二 措置法第六十六条の十一の二第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第六十六条の十一の二第一項の規定 同項に規定する認定特定非営利活動法人である法人の同項の規定により読み替えて適用する法人税法第三十七条第五項の規定によりその収益事業（同法第二条第十三号に規定する収益事業をいう。）に係る寄附金の額とみなされた金額

ロ 措置法第六十六条の十一の二第二項の規定 法人（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等及び同条第二十九号の二に規定する法人課税信託の受託者である個人を含む。以下同じ。）が支出した

同項の規定により読み替えられた法人税法第三十七条第四項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金の額

七十一 措置法第六十六条の十一の四第一項の規定 同項の規定の適用を受ける同条第二項に規定する超過控除対象額

七十二 省 略
 七十三 省 略
 七十四 省 略
 七十五 省 略
 七十六 省 略
 七十七 省 略
 七十八 省 略
 七十九 省 略
 八十 省 略
 八十一 省 略
 八十二 省 略
 八十三 省 略
 八十四 省 略
 八十五 省 略

八十六 省 略
 八十七 省 略
 八十八 省 略
 八十九 省 略
 九十 省 略
 九十一 省 略

同項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金の額

七十三 同 上
 七十四 同 上
 七十五 同 上
 七十六 同 上
 七十七 同 上
 七十八 同 上
 七十九 同 上
 八十 同 上
 八十一 同 上
 八十二 同 上
 八十三 同 上
 八十四 同 上
 八十五 同 上
 八十六 同 上
 八十七 措置法第六十八条の十一第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第六十八条の十一第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第六十八条の十二第二項の規定 同項の規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額（措置法第六十八条の十五の八第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

八十八 同 上
 八十九 同 上
 九十 同 上
 九十一 同 上
 九十二 同 上
 九十三 同 上

九十二 省 略
九十三 省 略

九十四 省 略
九十五 省 略
九十六 省 略
九十七 措置法第六十八条の十五の七第一項から第六項までの規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第六十八条の十五の七第一項から第三項までの規定 これらの規定に規定する特別償却限度額
ロ 措置法第六十八条の十五の七第四項から第六項までの規定 これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額（措置法第六十八条の十五の八第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）
九十八 措置法第六十八条の十六第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

九十九 省 略
百 省 略
百一 省 略
百二 省 略

九十四 同 上
九十五 同 上

九十六 措置法第六十八条の十五の四第一項から第三項までの規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額
イ 措置法第六十八条の十五の四第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額
ロ 措置法第六十八条の十五の四第二項又は第三項の規定 これらの規定により各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額（措置法第六十八条の十五の八第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）
九十七 同 上
九十八 同 上
九十九 同 上

百 措置法第六十八条の十六第一項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額
イ 措置法第六十八条の十六第一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産 当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額
ロ 措置法第六十八条の十六第一項の表の第二号の中欄に掲げる減価償却資産 当該減価償却資産に係る同項に規定する特別償却限度額
百一 同 上
百二 同 上
百三 同 上
百四 同 上

百三 省略

百四 省略

百五 令和三年改正法附則第六十六条第五項又は第七項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和三年旧措置法第六十八条の二十七第一項又は第二項の規定

百六 措置法第六十八条の二十七第一項又は第二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

- イ 措置法第六十八条の二十七第一項の規定 次に掲げる減価償却資産の区分に応じそれぞれ次に定める金額
- (1) 省略
- (4) 省略

百七 省略

百八 省略

百九 省略

百十 省略

百十一 省略

百十二 省略

百十三 省略

百十四 省略

百十五 措置法第六十八条の四十第一項又は第四項の規定 これらの規定に規定する普通償却限度額として政令で定める金額に加算された次に掲げる規定に係る同条第一項又は第四項に規定する特別償却不足額又は合併等特別償却不足額

百五 同上

百六 平成二十六年改正法附則第一百五十六条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年旧措置法第六十八条の二十七第二項の規定 同項に規定する特別償却限度額

百七 同上

百八 同上

イ 同上

- (1) 同上
- (4) 同上

(5) 措置法第四十五条第一項の表の第五号の第三欄に掲げる減価償却資産 当該減価償却資産に係る措置法第六十八条の二十七第一項に規定する特別償却限度額

百九 同上

百十 同上

百十一 同上

百十二 令和二年改正法附則百条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年旧措置法第六十八条の三十四第一項の規定 同項に規定する特別償却限度額

百十三 同上

百十四 同上

百十五 同上

百十六 同上

百十七 同上

百十八 同上

イ 平成二十六年改正法附則第一百五十六条第六項の規定によりなおその効

イ 省 略
ロ 省 略
ハ 省 略

ニ 令和三年改正法附則第六十六条第五項又は第七項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和三年旧措置法第六十八条の第二十七第一項又は第二項の規定

ホ 措置法第六十八条の十一第一項、第六十八条の十四第一項、第六十八条の十四の二第一項、第六十八条の十四の三第一項、第六十八条の十五第一項、第六十八条の十五の五第一項、第六十八条の十五の六の二第一項、第六十八条の十五の七第一項から第三項まで、第六十八条の十六から第六十八条の二十まで、第六十八条の二十四、第六十八条の二十七、第六十八条の二十九、第六十八条の三十一、第六十八条の三十三、第六十八条の三十五又は第六十八条の三十六の規定

百十六 措置法第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 措置法第六十八条の四十一第一項又は第十一項の規定 前号イからホまでに掲げる規定に係る同条第一項又は第十一項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第六十八条の四十一第二項又は第十二項の規定 前号イからホまでに掲げる規定に係る同条第二項又は第十二項に規定する特別償却限度額に満たない金額

ハ 措置法第六十八条の四十一第三項の規定 前号イからホまでに掲げる規定に係る同項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額

百十七 省 略
百十八 措置法第六十八条の四十四第一項の規定 同項の規定により損金の額に算入される金額

力を有するものとされる平成二十六年旧措置法第六十八条の第二十七第二項の規定

イ 同 上
ロ 同 上
ハ 同 上
ニ 同 上

ホ 令和二年改正法附則第百条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年旧措置法第六十八条の三十四第一項の規定

ヘ 措置法第六十八条の十第一項、第六十八条の十一第一項、第六十八条の十四第一項、第六十八条の十四の二第一項、第六十八条の十四の三第一項、第六十八条の十五第一項、第六十八条の十五の四第一項、第六十八条の十五の五第一項、第六十八条の十五の六の二第一項、第六十八条の十六から第六十八条の二十まで、第六十八条の二十四、第六十八条の二十七、第六十八条の二十九、第六十八条の三十一、第六十八条の三十三、第六十八条の三十五又は第六十八条の三十六の規定

百十九 同 上

イ 措置法第六十八条の四十一第一項又は第十一項の規定 前号イからヘまでに掲げる規定に係る同条第一項又は第十一項に規定する特別償却限度額

ロ 措置法第六十八条の四十一第二項又は第十二項の規定 前号イからヘまでに掲げる規定に係る同条第二項又は第十二項に規定する特別償却限度額に満たない金額

ハ 措置法第六十八条の四十一第三項の規定 前号イからヘまでに掲げる規定に係る同項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額

百二十 同 上

百二十一 令和二年改正法附則第百一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年旧措置法第六十八条の四十四第一項又は第六項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

百十九 省略
 百二十 省略
 百二十一 省略
 百二十二 省略
 百二十三 省略
 百二十四 省略
 百二十五 省略
 百二十六 省略
 百二十七 省略
 百二十八 省略
 百二十九 省略
 百三十 省略
 百三十一 省略
 百三十二 省略
 百三十三 省略
 百三十四 省略
 百三十五 省略
 百三十六 省略
 百三十七 省略
 百三十八 省略
 百三十九 省略
 百四十 省略
 百四十一 省略

百四十二 省略

百四十三 平成二十九年改正法附則第八十四条第十一項の規定によりなお

その効力を有するものとされる平成二十九年改正法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び第百四十五号において「平成二十九年旧効力措置法」という。）第六十八条の七十九第八項又は第

百二十二 同上
 百二十三 同上
 百二十四 同上
 百二十五 同上
 百二十六 同上
 百二十七 同上
 百二十八 同上
 百二十九 同上
 百三十 同上
 百三十一 同上
 百三十二 同上
 百三十三 同上
 百三十四 同上
 百三十五 同上
 百三十六 同上
 百三十七 同上
 百三十八 同上
 百三十九 同上
 百四十 同上
 百四十一 同上
 百四十二 同上
 百四十三 同上
 百四十四 同上
 百四十五 平成二十九年改正法附則第八十四条第十一項の規定によりなお

その効力を有するものとされる平成二十九年旧措置法（第百四十七号及び第百四十九号において「平成二十九年旧効力措置法」という。）第六十八条の七十八第一項又は第九項の規定 これらの規定により損金の額に算入される金額

百四十六 同上

百四十七 平成二十九年旧効力措置法第六十八条の七十九第一項、第三項、第八項又は第九項の規定 同条第一項若しくは第三項の規定により損金の額に算入される金額、同条第八項において準用する平成二十九年旧効力措置法第六十八条の七十八第一項の規定により損金の額に算入され

九項の規定 同条第八項において準用する平成二十九年旧効力措置法第六十八條の七十八第一項の規定により損金の額に算入される金額又は平成二十九年旧効力措置法第六十八條の七十九第九項において準用する平成二十九年旧効力措置法第六十八條の七十八第九項の規定により損金の額に算入される金額

百四十四 省 略

百四十五 平成二十九年旧効力措置法第六十八條の八十の規定 同条に規定する交換をした場合における平成二十九年旧効力措置法第六十八條の七十九の規定により損金の額に算入される金額

百四十六 省 略

百四十七 省 略

百四十八 省 略

百四十九 省 略

百五十 省 略

百五十一 省 略

百五十二 措置法第六十八條の九十五の二第一項の規定 同項の規定の適用を受ける同項に規定する特定業績運動給与の額

百五十三 措置法第六十八條の九十六第一項の規定 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係（法人税法第十二條の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。）にある連結子法人（法人税法第十二條第十二号の七に規定する連結子法人をいう。以下同じ。）が支出した同項の規定により読み替えられた法人税法第八十一條の六第四項に規定する特定非営利活動に係る事業に關連する寄附金の額

百五十四 措置法第六十八條の九十六の二第一項の規定 同項の規定の適用を受ける同条第二項に規定する超過控除対象額及び同項に規定する個別超過控除対象額の合計額

百五十五 省 略

百五十六 省 略

百五十七 省 略

百五十八 省 略

百五十九 省 略

百六十 省 略

百六十一 省 略

る金額又は平成二十九年旧効力措置法第六十八條の七十九第九項において準用する平成二十九年旧効力措置法第六十八條の七十八第九項の規定により損金の額に算入される金額

百四十八 同 上

百四十九 平成二十九年旧効力措置法第六十八條の八十の規定 同条に規定する交換をした場合における平成二十九年旧効力措置法第六十八條の七十八又は第六十八條の七十九の規定により損金の額に算入される金額

百五十 同 上

百五十一 同 上

百五十二 同 上

百五十三 同 上

百五十四 同 上

百五十五 同 上

百五十六 措置法第六十八條の九十六第一項の規定 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係（法人税法第十二條の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。）にある連結子法人（法人税法第十二條第十二号の七に規定する連結子法人をいう。以下同じ。）が支出した同項に規定する特定非営利活動に係る事業に關連する寄附金の額

百五十七 同 上

百五十八 同 上

百五十九 同 上

百六十 同 上

百六十一 同 上

百六十二 同 上

百六十三 同 上

(適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置)

第四条 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令(平成二十二年政令第六十七号。次項において「令」という。)第二条第二号及び第十二号に規定する財務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一・二 省 略

三 平成二十九年改正法附則第六十七条第七項若しくは第九項又は第八十二条第八項若しくは第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年改正法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法(次項第三号において「平成二十九年旧措置法」という。)第四十七条第一項若しくは第四十七条の二第一項又は第六十八条の三十四第一項若しくは第六十八条の三十五第一項の規定

四・五 省 略

六 所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号。以下この号及び次号において「令和二年改正法」という。)附則第八十四条若しくは第八十六条第二項若しくは第三項又は第九十八条若しくは第一百条第二項若しくは第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における令和二年改正法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法(次号において「令和二年旧措置法」という。)第四十二条の十二の六第一項、第四十三条の二第一項若しくは第四十四条の五第一項又は第六十八条の十五の七第一項、第六十八条の十七第一項若しくは第六十八条の二十六第一項の規定

七 省 略

2 令第二条第二十一号に規定する財務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一・四 省 略

五 令和三年改正法附則第五十条第五項若しくは第八項又は第六十六条第五項若しくは第七項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和三年旧措置法第四十五条第一項若しくは第二項又は第六十八条の二十七第一項若しくは第二項の規定

様式第一・様式第二 省 略

(適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置)

第四条 同 上

一・二 同 上

三 平成二十九年改正法附則第六十七条第七項若しくは第九項又は第八十二条第八項若しくは第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十九年旧措置法第四十七条第一項若しくは第四十七条の二第一項又は第六十八条の三十四第一項若しくは第六十八条の三十五第一項の規定

四・五 同 上

六 令和二年改正法附則第八十四条若しくは第八十六条第二項若しくは第三項又は第九十八条若しくは第一百条第二項若しくは第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における令和二年旧措置法第四十二条の十二の六第一項、第四十三条の二第一項若しくは第四十四条の五第一項又は第六十八条の十五の七第一項、第六十八条の十七第一項若しくは第六十八条の二十六第一項の規定

七 同 上

2 同 上

一・四 同 上

五 所得税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第十一号)附則第五十条第五項若しくは第八項又は第六十六条第五項若しくは第七項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十五条第一項若しくは第二項又は第六十八条の二十七第一項若しくは第二項の規定

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条第十五号の改正規定、同号を同条第十三号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第十五号を同条第十三号とする部分を除く。）
- 二 同条第三十四号への改正規定（「第四十二条の五第一項、」及び「第四十二条の十二の三第一項」を削る部分を除く。）
- 三 同条第三十六号を同条第三十四号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第三十六号を同条第三十四号とする部分を除く。）
- 四 同条第七十二号を同条第七十号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第七十二号を同条第七十号とする部分を除く。）
- 五 同条第九十九号を同条第九十六号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第九十九号を同条第九十六号とする部分を除く。）
- 六 同条第一百十八号への改正規定（「第六十八号の十第一項、」及び「第六十八号の十五の四第一項」を削る部分を除く。）
- 七 同条第一百二十号を同条第一百七号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第一百二十号を同条第一百七号とする部分を除く。）
- 八 同条第一百五十六号を同条第一百五十三号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第一百五十六号を同条第一百五十三号とする部分を除く。）
- 九 様式第一の記載要領第四号の表認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却の項の改正規定、同表認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項の改正規定（「三」を「二」に改める部分を除く。）
- 一〇 同項の次に次のように加える改正規定、同表特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例の項の改正規定、同表海外投資等損失準備金の項の次に次のように加える改正規定、同表認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例の項の次に次のように加える改正規定、様式第二の記載要領第四号の表認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除の項の次に次のように加える改正規定、同表特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例の項の改正規定、同表海外投資等損失準備金の項の次に次のように加える

改正規定及び同表認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例の項の次に次のように加える改正規定並びに次条第二項の規定産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第号）の施行の日

二 第二条第七十一号を同条第六十八号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第七十一号を同条第六十八号とする部分を除く。）同条第七十二号の改正規定（同号イ中「法人税法」の下に「（昭和四十年法律第三十四号）」を加える部分及び同号ロ中「同項」を「同項の規定により読み替えられた法人税法第三十七条第四項」に改める部分を除く。）同条第五十五号を同条第五十一号とし、同号の次に一号を加える改正規定（同条第五十五号を同条第五十一号とする部分を除く。）様式第一の記載要領第四号の表特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例の項の次に次のように加える改正規定、同表認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例の項の改正規定及び様式第二の記載要領第四号の表特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例の項の次に次のように加える改正規定並びに次条第三項の規定 新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第号）の施行の日

（経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第二条の規定並びに新規則様式第一及び様式第二による適用額明細書（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第八号に規定する適用額明細書をいう。以下同じ。）は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の令和三年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度（同項第六号に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

2 | 新規則第二条第十四号、第三十五号、第七十一号、第九十七号、第一百八号及び第一百五十四号の規定並びに新規則様式第一（記載要領第四号の表事業適応設備を取得した場合等の特別償却の項、事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除の項、中小企業事業再編投資損失準備金の項及び認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例の項に係る部分に限る。）及び様式第二（記載要領第四号の表事業適応設備を取得した場合等の特別償却の項、事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除の項、中小企業事業再編投資損失準備金の項及び認定事業適応連結法人の連結欠損金の損金算入の特例の項に係る部分に限る。）による適用額明細書は、法人の前条第一号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

3 | 新規則第二条第六十九号及び第一百五十二号の規定並びに新規則様式第一（記載要領第四号の表特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例の項に係る部分に限る。）及び様式第二（記載要領第四号の表連結法人である特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例の項に係る部分に限る。）による適用額明細書は、法人の前条第二号に定める日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度に係る法人税の申告について適用する。

（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和三年財務省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号を削り、同項第五号中「平成三十年改正法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）」に、「平成三十年旧措置法」を「同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を削り、同項第七号を同項第五号とし、同項第八号を同項第六号とし、同項に次の二号を加える。

七 令和二年改正法附則第八十六条第四項又は第百条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年旧措置法第四十七条第一項又は第六十八条の三十四第一項の規定

第四条第一項第四号を削り、同項第五号中「平成三十年改正法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）」に、「平成三十年旧措置法」を「同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を削り、同項第七号を同項第五号とし、同項第八号を同項第六号とし、同項に次の二号を加える。

七 令和二年改正法附則第八十六条第四項又は第百条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年旧措置法第四十七条第一項又は第六十八条の三十四第一項の規定

八 令和三年改正法附則第四十四条、第四十七条若しくは第五十条第一項又は第六十条、第六十三条若しくは第六十六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における令和三年旧措置法第四十二条の五第一項、第四十二条の十二の三第一項若しくは第四十三条第一項又は第六十八条の十第一項、第六十八条の十五の四第一項若しくは第六十八条の十六第一項の規定

八 所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第四十四条、第四十七条若しくは第五十条第一項又は第六十条、第六十三条若しくは第六十六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第一項、第四十二条の十二の三第一項若しくは第四十三条第一項又は第六十八条の十第一項、第六十八条の十五の四第一項若しくは第六十八条の十六第一項の規定